

令和6年度 償却資産申告の手引き

●提出期限 **令和6年1月31日（水）**

●提出方法

- 【窓口提出】
- ・小城市役所 税務課 (西館1階)
 - ・小城市役所 小城出張所 (ゆめぷらっと小城内)
 - ・小城市役所 牛津出張所 (ショッピングプラザセリオ内)
 - ・小城市役所 芦刈出張所 (芦刈地域交流センターあしづる内)
- ※提出される際は、個人番号または法人番号を記載してください。

【郵送】 〒845-8511
佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
小城市役所 税務課 資産税係 宛
※申告書の控え（受付印押印済）が必要な場合は、必ず切手を貼った
返信用封筒を同封してください。

【電子申告】 エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>をご確認ください。

●その他

- ・前年度と変更がない場合も申告が必要です。
- ・償却資産をお持ちでない場合や、廃業・事業継承・事務所移転等があった場合も、その旨を備考欄に記載の上ご提出ください。（記載例 P13～14 参照）

【お問い合わせ先】

小城市役所 税務課 資産税係 ☎ : 0952-37-6103

●小城市役所ホームページ固定資産税（償却資産）のご案内



小城市役所 儻却資産

検索

ホーム > くらしの情報 > 税金 > 固定資産税 > 令和6年度 儻却資産（固定資産税）の申告

日頃から税務行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この『申告の手引き』を参照し、ご申告いただきますようお願いいたします。

目次

1 償却資産とは ······	1
2 償却資産申告対象者 ······	1
3 減価償却と償却資産の違い ······	1～2
4 償却方法と申告対象一覧 ······	2～3
5 建築設備における償却資産と家屋の区分 ······	3～5
6 申告対象となる主な償却資産（種類別） ······	5
7 申告対象となる主な償却資産（業種別） ······	6～7
8 申告方法について ······	8
9 非課税となる資産を取得された場合 ······	9
10 課税標準の特例を受ける資産を取得された場合 ······	9
11 税額等の算出方法について ······	10
12 その他 ······	11～12

申告書の記載方法

(1) 申告書の記載例 ······	13
(2) 種類別明細書の記載例（全資産用） ······	14

★記載例については13～14ページをご参照ください。

1 債却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場、アパートなどを貸し付けている方、農業や漁業をされている方など、事業者がその事業のために用いている建物附属設備、構築物、機械、工具・器具・備品などの資産を債務資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

債務資産は、土地や家屋のように登記制度がないため、債務資産の所有者には地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有されている事業用の資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

2 債却資産申告対象者

小城市内において事業を行っている方で、令和6年1月1日（賦課期日）現在の債務資産の所有状況を申告してください。

※次の場合も申告が必要です。

- （1）債務資産を他の事業者等へ賃貸している方
- （2）所有権移転外リースの場合、債務資産を所有している貸主の方
- （3）所有権移転リースの場合、原則として債務資産を使用している借主
- （4）割賦販売の場合など、所有権が売主に留保されている債務資産は原則として買主の方
- （5）内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）の方

※前年度と資産の所有状況が変わらない場合は、備考欄に『増減なし』、

資産がない場合は、備考欄に『該当資産なし』と記載して申告をお願いします。

また、廃業、解散、転出をされた場合は、備考欄にその旨の申告をお願いします。

3 減価償却と債務資産の違い

- 減価償却・・・事業用として取得した資産を、確定申告の際に複数年にわたって収入から差し引くために経費を計算すること
- 債務資産・・・固定資産税の課税対象の一つで、事業用として用いられている資産

※減価償却では、耐用年数が過ぎて備忘価格の1円になった資産を減価償却資産明細から削除される方がいますが、債務資産は所有されている限り固定資産税の課税対象となるため、申告していただく必要があります。その他、主な違いは表1のとおりです。

表1 国税の取扱いとの相違点

項目	国税（減価償却）の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物は定額法、それ以外の資産は定率法・定額法どちらかの選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳制度	あり	なし
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	あり	なし
評価額の最低限度	備忘価格（1円）	取得価格の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価
中小企業等の少額資産の損金 算入の特例 (租税特別措置法)	あり	なし

4 償却方法と申告対象一覧

（1）固定資産税の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次のような資産も申告の対象となります。

- ア 使用可能期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているもの… (*1)
- イ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- ウ 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産
- エ 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないもの
- オ 自動車税の課税客体となる自動車及び軽自動車税の課税客体となる軽自動車等でないもの（大型特殊は対象）
- カ 傷却済資産（耐用年数が過ぎているが現に事業の用に供し得る資産）
- キ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていないが現に事業の用に供し得る資産）
- ク 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われており現に事業の用に供し得る資産）
- ケ 未稼働資産（既に完成しているがまだ稼動していない現に事業の用に供し得る資産）
- コ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、1月1日（賦課期日）現在で現に事業の用に供し得る資産
- サ 修理等の改良費のうち、資本的支出としたもの
- シ 取得金額が30万円未満の資産で、少額減価償却資産の取得価額の必要経費・換金算入の特例を適用した資産… (*2)

(2) 固定資産税の対象とならない資産

- ア 土地及び家屋として固定資産税が課される資産
- イ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で一時に損金算入しているもの… (* 3)
- ウ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの… (* 4)
- エ 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産、繰延資産
- オ 自動車税の課税客体となる自動車及び軽自動車税の課税客体となる軽自動車等
- カ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興業用その他これらに準ずる用に供する生物を除く）
- キ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの… (* 5)

表2 申告方法と申告対象一覧

●=申告対象 ×=申告対象外

取得価額	償却方法	個別に減価償却	中小企業者等の少額減価償却資産	一括償却資産	一時損金算入	法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産
10万円未満	● (* 1)	● (* 2)	×	× (* 4)	× (* 3)	× (* 5)
10万円以上 20万円未満	● (* 1)	● (* 2)	×	× (* 4)		× (* 5)
20万円以上 30万円未満	●	● (* 2)				●
30万円以上	●					●

5 建築設備における償却資産と家屋の区分

建物には建築設備が取り付けられていますが、固定資産税ではそれらを家屋と償却資産に区分して評価します。また、家屋の所有者と設備等の設置者・所有者の所有関係によって申告する必要があるかどうかが異なります。家屋の所有者と設備等の設置者・所有者の所有関係が異なる場合は、賃借ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が、自らの事業を営むために建築設備や内装工事などを設置された場合を指します。次のような場合により、申告が必要か不要かを判断します。

- ・区分が家屋であり、設置者が家屋の所有者と同じ場合
⇒償却資産申告の対象とはなりません。
- ・区分が家屋であり、設置者が家屋の所有者と異なる場合
⇒設置者の申告が必要です。
- ・区分が設備等であり、設置者が家屋の所有者と同じ場合
⇒家屋の所有者での申告が必要です。

- 区分が設備等であり、設置者が家屋の所有者と異なる場合
⇒設置者の申告が必要です。

※具体的な例は、表3をご参照ください。

表3 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
外構工事等	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）、アスファルト舗装、コンクリート舗装		●		●
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備等		●		●
	照明器具設備	屋外設備一式		●		●
		屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機等の機器		●		●
		配管、配線、端子盤等	○			●
	LAN 設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管、配線等	○			●
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等		●		●
		配管、配線等	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事等		●		●
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房等）、中央式給湯設備	○			●
衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事等		●		●
		屋内の配管等	○			●
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			●
消防設備	消防設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●

空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換気設備	換気設備	○			●
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●		●
		エレベーター、エスカレーター等	○			●
	厨房設備	サービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	その他	冷凍・冷藏倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り（衝立）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		●		●

6 申告対象となる主な償却資産（種類別）

種類	種類の名称		課税対象となる償却資産の例（事業用の資産に限る）
第1種	構築物	構築物	構内舗装、駐車場舗装、門、塀、フェンス、広告塔、緑化施設、屋外給排水管、屋外排水溝 など
	建物附属設備		受変電設備、予備電源設備、内部造作（貸借人によるものに限る）など
第2種	機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、旋盤・溶接加工機械、クレーン等土木建設機械 など
第3種	船舶		漁船、客船、ボート、巻上機、GPS、漁網、いけす など
第4種	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー など
第5種	車両及び運搬具 (自動車税、軽自動車税で課税されているものを除く)		フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、その他運搬車（自動車税、軽自動車税の対象とならないもの）、鉄軌道用車両 など
第6種	工具、器具及び備品		ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、コピー機、パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオン、金庫、レジスター、取付工具 など

7 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業種	償却資産の具体例
各業種共通	外構工事（駐車場舗装、門、塀など）、受変電設備、緑化施設、看板、広告塔、外灯、監視制御装置、ロッカー、エアコン、テレビ、パソコン、コピー機、レジスター、金庫 など
事務所	駐車場舗装（アスファルト、コンクリート）、看板、応接セット、ロッカー、エアコン、テレビ、パソコン、コピー、金庫 など
小売業	陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター など
喫茶店・飲食店	接客用テーブル・イス、カウンター、厨房設備、室内装飾品、冷蔵庫、冷凍庫、食器洗浄機、電子レンジ など
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー など
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、など
建設業	大型特殊自動車、ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター など
印刷業	各種印刷機、製版機、裁断機 など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、サインポール など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ミシン など
病院・診療所	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、脳波測定器、CT 装置、MRI 装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用椅子 など
旅館・ホテル業	客室備品、ガスレンジなどの厨房設備、自動食器洗浄機、洗濯設備、調光設備、ステレオ、カラオケセット、自家発電設備 など
貸駐車場	駐車装置、アスファルト舗装、フェンス、照明等電気設備、料金計算装置 など
不動産賃貸業 (アパート、貸家、貸店舗など)	外構工事（駐車場舗装、門、塀、フェンスなど）、屋外給排水設備、緑化施設、自転車置き場 など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、地下タンク、リフト、独立キャノピー、 照明設備 など
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、構内舗装 など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸し機、還元機、島設備、看板、ネオンサイン など

ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、照明設備、レジスター など
カラオケ店	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備 など
農業	田植機（歩行用）、管理機（歩行用）、脱穀機、肥料散布機、整形機、耕運機、テンパリング、ライスグレーダーなど <u>※小型特殊自動車（トラクター、コンバインなど）は軽自動車税の対象のため申告不要です。小城市でナンバーの登録をされていない方は速やかに登録をしてください。なお、下記の区別に記載される要件に該当すれば、トラクター・コンバインも大型特殊自動車になり申告が必要となります。</u>
漁業	漁船、角船、漁船エンジン、レーダー、サイドスラスター、油圧クレーン、攪拌機、沖しほり機、GPS、巻上機、漁網、いけす、ユニッククレーン コンポーズ（合成支柱） など
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、フェンス、アスファルト舗装 など

◎大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別

特殊自動車とは、特殊な用途のために特殊な形状構造をした自動車のことをいいます。一般的には、作業機を取り付けた車両で、走行や運搬よりもその作業機を使うことが目的の自動車のことをいい、大型特殊と小型特殊に分類されます。大型特殊自動車は、分類番号が『0、00 から 09 及び 000 から 099』または『9、90 及び 900 から 999』の車両です。

次にあげる要件を1つでも満たす場合は大型特殊自動車となりますので、償却資産の申告が必要です。

①一般用・建設用（例：ショベルローダ、タイヤローラなど）

- ・車両の長さが 4.70m を超えるもの
- ・車両の幅が 1.70m を越えるもの
- ・車両の高さが 2.80m を超えるもの
- ・最高速度が毎時 15 km より速いもの

②最高速度が毎時 35 km 以上の農耕作業用（例：トラクターなど）（大きさの要件はなく最高速度で分類されます。）

※小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となるため償却資産の申告は必要ありません。

小型特殊自動車をお持ちで、まだナンバーをつけられていない方は車両の登録が必要ですので、小城市役所税務課までご連絡ください。

8 申告方法について

(1) 書類により申告書等を提出される方

償却資産申告書（償却資産課税台帳）、種類別明細書を添付して窓口または郵送にて提出をお願いします。

(2) 電子申告のご利用について

インターネットを利用した償却資産の電子申告（地方税ポータルシステム・エルタックス）でも申告を受け付けます。申告データの作成方法や利用方法については、下記までお問い合わせいただけます。エルタックスホームページをご覧ください。

eLTAX（エルタックス）に関するお問い合わせ先

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等ございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

(3) 申告にあたっての注意点

・取得価額について

償却資産の取得価額は、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃や荷役費、運送保険料などの付帯費も含みます。税込か税抜かは、確定申告や決算の経理方式に合わせて申告してください。また、固定資産税では圧縮記帳は認められていないため、圧縮前の取得価額で申告をお願いします。

・耐用年数について

耐用年数は、法人税又は所得税申告で用いるものと同じ耐用年数を記載してください。

耐用年数が分からぬ場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表に掲げる耐用年数を記載してください。国税庁ホームページなどでも確認できます。

○国税庁 耐用年数確認ページ（ ）

※耐用年数が分からぬと税額等の算出ができないため、必ずご記入下さい。

9 非課税となる資産を取得された場合

地方税法第348条第2項及び同法附則第14条に該当する償却資産は非課税となります。償却資産の申告書と非課税申告書の提出が必要になりますので、非課税申告書が必要な場合は電話等で税務課までご請求ください。

10 課税標準の特例を受ける資産を取得された場合

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に該当する償却資産を取得された場合は、その旨を証する書類の写しを添えてご申告ください。

なお、表4に掲げるもののほかにも特例が適用される資産がありますので、詳細はお問い合わせください。

表4 課税標準の特例適用資産（例） 令和5年12月現在

適用条項	資産の種類、取得時期等	適用期間	特例率
地方税法 第349条の3 関係	農業協同組合、中小企業協同組合等が国の補助金等を受けて取得した共同利用に供する機械及び装置 内航船舶	取得後3年度分 制限なし	1/2 1/2
地方税法附則 第15条関係	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス) ※取得時期：令和6年3月31日までに取得したもの 特定事業所内保育事業（企業主導型保育事業）の用に供する設備 (企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けて取得したもの) ※取得時期：令和6年3月31日までに取得したもの	取得後3年度分 取得後 最長5年度分	1/2 1/2 ～ 3/4
	中小事業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備 ※取得時期：令和5年4月1日以降に取得したもの 詳細は、小城市商工観光課（電話：0952-37-6129）までお問い合わせください。	賃上げ表明：なし (R5.4.1～R7.3.31) 賃上げ表明：あり (R5.4.1～R6.3.31) 賃上げ表明：あり (R6.4.1～R7.3.31)	取得後3年度分 取得後5年度分 取得後4年度分
地方税法附則 旧第64条関係	中小事業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した生産性向上に資する設備 ※取得時期：令和5年3月31日までに取得したもの 詳細は、小城市商工観光課（電話：0952-37-6129）までお問い合わせください。	取得後3年度分	0

※法令の改正等により、新設・延長・廃止など、内容が改正される場合があります。

11 税額等の算出方法について

償却資産の税額等の算出方法は下記のとおりです。

$$\text{税額(100円未満切り捨て)} = \text{課税標準額(1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率(1.4\%)}$$

※課税標準額とは・・・

それぞれの資産の耐用年数に応じた減価率（表5参照）を用い、1月1日（賦課期日）現在の価格を評価したもの。課税標準額の算出方法は下記の通りです。

前年中に取得された資産	前年前に取得された資産
課税標準額 = 取得価額 × A $A = 1 - \text{減価率}(r) / 2$	課税標準額 = 前年度課税標準額 × B $B = 1 - \text{減価率}(r)$

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価償却率で本ページ減価残存率表のA欄の率です。

B : 1年分の残存償却率で本ページ減価残存率表のB欄の率です。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

表5 減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応じる減価率(r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じる減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得(A)	前年前取得(B)			前年中取得(A)	前年前取得(B)
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944

・免税点…評価額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

12 その他

(1) 国税資料の閲覧について

小城市では地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、小城市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含めて個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

(2) 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は、ご協力ををお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

(3) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び小城市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。未申告者に対しても、前回申告と同様の償却資産があるものとみなして課税を行います。

(4) 申告書の書き方が分からない場合

提出書類の書き方がわからない場合はお問い合わせください。

なお、次の書類などをご持参していただければ、その場で申告を済ませることができます。

- ◎ 送付した申告書類一式
- ◎ 法人税又は所得税確定申告書添付の減価償却費の計算書等（写）
- ◎ 固定資産の購入・売却等に係る領収書又は見積書等

(5) 今回初めて申告される方へ

前年の事業開設、法人設立、調査などにより、令和6年1月1日現在において事業を行っている方（行っていると思われる方）には、今回初めて申告書を送付しています。本書をご覧いただき、該当する資産について申告をお願いします。

なお、申告すべき資産がない場合は、備考欄に「該当資産なし」と記載して申告をお願い

します。

(6) 申告の簡素化

昨年度の申告で、「該当資産なし」と申告をされた方又は合計決定価格が20万円より少ない方は、通知文書のみ送付しています。令和5年中に償却資産を取得されていない場合は申告書の提出は不要としますが、償却資産を取得又は廃棄された場合は申告が必要です。申告書をお送りしますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

申告書の記載方法

(1) 申告書の記載例

受付印 令和6年1月20日		令和6年度	
受付印 佐賀県小城市長 江里口 秀次 様		(償却資産合計) 2000000	
所 1	(住所) 小城市三日町長神田2312番地2 (電話) 0000-00-0000	個人番号又は 法人番号 4 事業種目 (資本等の金額) 5 事業開始年月 6 この申告に記載する者の係及び氏 名 7 税理士等の氏 名 8 はその他の記載 項目 9 お問い合わせ 先	1234567891023 新規開業年数の承認 有 (是) 新規開業年数の提出 有 (是) 増加資産 百万円) 平成30年1月 小城 太郎 (電話) 三日月 次郎 (電話) 14 営業中古 車 15 市町内にあ ける事業所 在地 16 通用資產 (有・無) 17 事業所用 資産の所有 区分 18 資産 (塗り ■跡等) 新規開業三日月販 売2312番地2 ② ③ ④ 自己所有 (是)
事業の種目・開始年月、担当者・税理士等の氏名・連絡先を記載してください。		マイナンバー(個人または法人番号)を記載してください。	
住所・氏名等に変更があれば訂正してください。		償却資産の所在地を記載してください。 (小城市内にある資産のみ)	
新規開業があった資産の取得面積における(1)(ロ)(ハ)と合計(二)を記載してください。		新規設立・廃業・合併等がある場合に記載してください。 また、資産の増減がない場合や該当資産がない場合も「増減なし」「該当資産なし」と記載してください。	
所 2	2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具 及び備品 7 合計	1 橋梁物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計	1 橋梁物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計
所 3	4 車両及び運搬具 5 工具、器具及び備品 6 合計	4 車両及び運搬具 5 工具、器具及び備品 6 合計	4 車両及び運搬具 5 工具、器具及び備品 6 合計
所 4	5 工具、器具及び備品 6 合計	5 工具、器具及び備品 6 合計	5 工具、器具及び備品 6 合計
所 5	6 合計	6 合計	6 合計
所 6	7 合計	7 合計	7 合計
所 7	8 その他 記載	8 その他 記載	8 その他 記載
所 8	9 その他 記載	9 その他 記載	9 その他 記載
所 9	10 その他 記載	10 その他 記載	10 その他 記載
所 10	11 その他 記載	11 その他 記載	11 その他 記載
所 11	12 その他 記載	12 その他 記載	12 その他 記載
所 12	13 その他 記載	13 その他 記載	13 その他 記載
所 13	14 その他 記載	14 その他 記載	14 その他 記載
所 14	15 その他 記載	15 その他 記載	15 その他 記載
所 15	16 その他 記載	16 その他 記載	16 その他 記載
所 16	17 その他 記載	17 その他 記載	17 その他 記載
所 17	18 その他 記載	18 その他 記載	18 その他 記載
所 18	19 その他 記載	19 その他 記載	19 その他 記載
所 19	20 その他 記載	20 その他 記載	20 その他 記載
所 20	21 その他 記載	21 その他 記載	21 その他 記載
所 21	22 その他 記載	22 その他 記載	22 その他 記載
所 22	23 その他 記載	23 その他 記載	23 その他 記載
所 23	24 その他 記載	24 その他 記載	24 その他 記載
所 24	25 その他 記載	25 その他 記載	25 その他 記載
所 25	26 その他 記載	26 その他 記載	26 その他 記載
所 26	27 その他 記載	27 その他 記載	27 その他 記載
所 27	28 その他 記載	28 その他 記載	28 その他 記載
所 28	29 その他 記載	29 その他 記載	29 その他 記載
所 29	30 その他 記載	30 その他 記載	30 その他 記載
所 30	31 その他 記載	31 その他 記載	31 その他 記載
所 31	32 その他 記載	32 その他 記載	32 その他 記載
所 32	33 その他 記載	33 その他 記載	33 その他 記載
所 33	34 その他 記載	34 その他 記載	34 その他 記載
所 34	35 その他 記載	35 その他 記載	35 その他 記載
所 35	36 その他 記載	36 その他 記載	36 その他 記載
所 36	37 その他 記載	37 その他 記載	37 その他 記載
所 37	38 その他 記載	38 その他 記載	38 その他 記載
所 38	39 その他 記載	39 その他 記載	39 その他 記載
所 39	40 その他 記載	40 その他 記載	40 その他 記載
所 40	41 その他 記載	41 その他 記載	41 その他 記載
所 41	42 その他 記載	42 その他 記載	42 その他 記載
所 42	43 その他 記載	43 その他 記載	43 その他 記載
所 43	44 その他 記載	44 その他 記載	44 その他 記載
所 44	45 その他 記載	45 その他 記載	45 その他 記載
所 45	46 その他 記載	46 その他 記載	46 その他 記載
所 46	47 その他 記載	47 その他 記載	47 その他 記載
所 47	48 その他 記載	48 その他 記載	48 その他 記載
所 48	49 その他 記載	49 その他 記載	49 その他 記載
所 49	50 その他 記載	50 その他 記載	50 その他 記載
所 50	51 その他 記載	51 その他 記載	51 その他 記載
所 51	52 その他 記載	52 その他 記載	52 その他 記載
所 52	53 その他 記載	53 その他 記載	53 その他 記載
所 53	54 その他 記載	54 その他 記載	54 その他 記載
所 54	55 その他 記載	55 その他 記載	55 その他 記載
所 55	56 その他 記載	56 その他 記載	56 その他 記載
所 56	57 その他 記載	57 その他 記載	57 その他 記載
所 57	58 その他 記載	58 その他 記載	58 その他 記載
所 58	59 その他 記載	59 その他 記載	59 その他 記載
所 59	60 その他 記載	60 その他 記載	60 その他 記載
所 60	61 その他 記載	61 その他 記載	61 その他 記載
所 61	62 その他 記載	62 その他 記載	62 その他 記載
所 62	63 その他 記載	63 その他 記載	63 その他 記載
所 63	64 その他 記載	64 その他 記載	64 その他 記載
所 64	65 その他 記載	65 その他 記載	65 その他 記載
所 65	66 その他 記載	66 その他 記載	66 その他 記載
所 66	67 その他 記載	67 その他 記載	67 その他 記載
所 67	68 その他 記載	68 その他 記載	68 その他 記載
所 68	69 その他 記載	69 その他 記載	69 その他 記載
所 69	70 その他 記載	70 その他 記載	70 その他 記載
所 70	71 その他 記載	71 その他 記載	71 その他 記載
所 71	72 その他 記載	72 その他 記載	72 その他 記載
所 72	73 その他 記載	73 その他 記載	73 その他 記載
所 73	74 その他 記載	74 その他 記載	74 その他 記載
所 74	75 その他 記載	75 その他 記載	75 その他 記載
所 75	76 その他 記載	76 その他 記載	76 その他 記載
所 76	77 その他 記載	77 その他 記載	77 その他 記載
所 77	78 その他 記載	78 その他 記載	78 その他 記載
所 78	79 その他 記載	79 その他 記載	79 その他 記載
所 79	80 その他 記載	80 その他 記載	80 その他 記載
所 80	81 その他 記載	81 その他 記載	81 その他 記載
所 81	82 その他 記載	82 その他 記載	82 その他 記載
所 82	83 その他 記載	83 その他 記載	83 その他 記載
所 83	84 その他 記載	84 その他 記載	84 その他 記載
所 84	85 その他 記載	85 その他 記載	85 その他 記載
所 85	86 その他 記載	86 その他 記載	86 その他 記載
所 86	87 その他 記載	87 その他 記載	87 その他 記載
所 87	88 その他 記載	88 その他 記載	88 その他 記載
所 88	89 その他 記載	89 その他 記載	89 その他 記載
所 89	90 その他 記載	90 その他 記載	90 その他 記載
所 90	91 その他 記載	91 その他 記載	91 その他 記載
所 91	92 その他 記載	92 その他 記載	92 その他 記載
所 92	93 その他 記載	93 その他 記載	93 その他 記載
所 93	94 その他 記載	94 その他 記載	94 その他 記載
所 94	95 その他 記載	95 その他 記載	95 その他 記載
所 95	96 その他 記載	96 その他 記載	96 その他 記載
所 96	97 その他 記載	97 その他 記載	97 その他 記載
所 97	98 その他 記載	98 その他 記載	98 その他 記載
所 98	99 その他 記載	99 その他 記載	99 その他 記載
所 99	100 その他 記載	100 その他 記載	100 その他 記載
所 100	101 その他 記載	101 その他 記載	101 その他 記載
所 101	102 その他 記載	102 その他 記載	102 その他 記載
所 102	103 その他 記載	103 その他 記載	103 その他 記載
所 103	104 その他 記載	104 その他 記載	104 その他 記載
所 104	105 その他 記載	105 その他 記載	105 その他 記載
所 105	106 その他 記載	106 その他 記載	106 その他 記載
所 106	107 その他 記載	107 その他 記載	107 その他 記載
所 107	108 その他 記載	108 その他 記載	108 その他 記載
所 108	109 その他 記載	109 その他 記載	109 その他 記載
所 109	110 その他 記載	110 その他 記載	110 その他 記載
所 110	111 その他 記載	111 その他 記載	111 その他 記載
所 111	112 その他 記載	112 その他 記載	112 その他 記載
所 112	113 その他 記載	113 その他 記載	113 その他 記載
所 113	114 その他 記載	114 その他 記載	114 その他 記載
所 114	115 その他 記載	115 その他 記載	115 その他 記載
所 115	116 その他 記載	116 その他 記載	116 その他 記載
所 116	117 その他 記載	117 その他 記載	117 その他 記載
所 117	118 その他 記載	118 その他 記載	118 その他 記載
所 118	119 その他 記載	119 その他 記載	119 その他 記載
所 119	120 その他 記載	120 その他 記載	120 その他 記載
所 120	121 その他 記載	121 その他 記載	121 その他 記載
所 121	122 その他 記載	122 その他 記載	122 その他 記載
所 122	123 その他 記載	123 その他 記載	123 その他 記載
所 123	124 その他 記載	124 その他 記載	124 その他 記載
所 124	125 その他 記載	125 その他 記載	125 その他 記載
所 125	126 その他 記載	126 その他 記載	126 その他 記載
所 126	127 その他 記載	127 その他 記載	127 その他 記載
所 127	128 その他 記載	128 その他 記載	128 その他 記載
所 128	129 その他 記載	129 その他 記載	129 その他 記載
所 129	130 その他 記載	130 その他 記載	130 その他 記載
所 130	131 その他 記載	131 その他 記載	131 その他 記載
所 131	132 その他 記載	132 その他 記載	132 その他 記載
所 132	133 その他 記載	133 その他 記載	133 その他 記載
所 133	134 その他 記載	134 その他 記載	134 その他 記載
所 134	135 その他 記載	135 その他 記載	135 その他 記載
所 135	136 その他 記載	136 その他 記載	136 その他 記載
所 136	137 その他 記載	137 その他 記載	137 その他 記載
所 137	138 その他 記載	138 その他 記載	138 その他 記載
所 138	139 その他 記載	139 その他 記載	139 その他 記載
所 139	140 その他 記載	140 その他 記載	140 その他 記載
所 140	141 その他 記載	141 その他 記載	141 その他 記載
所 141	142 その他 記載	142 その他 記載	142 その他 記載
所 142	143 その他 記載	143 その他 記載	143 その他 記載
所 143	144 その他 記載	144 その他 記載	144 その他 記載
所 144	145 その他 記載	145 その他 記載	145 その他 記載
所 145	146 その他 記載	146 その他 記載	146 その他 記載
所 146	147 その他 記載	147 その他 記載	147 その他 記載
所 147	148 その他 記載	148 その他 記載	148 その他 記載
所 148	149 その他 記載	149 その他 記載	149 その他 記載
所 149	150 その他 記載	150 その他 記載	150 その他 記載
所 150	151 その他 記載	151 その他 記載	151 その他 記載
所 151	152 その他 記載	152 その他 記載	152 その他 記載
所 152	153 その他 記載	153 その他 記載	153 その他 記載
所 153	154 その他 記載	154 その他 記載	154 その他 記載
所 154	155 その他 記載	155 その他 記載	155 その他 記載
所 155	156 その他 記載	156 その他 記載	156 その他 記載
所 156	157 その他 記載	157 その他 記載	157 その他 記載
所 157	158 その他 記載	158 その他 記載	158 その他 記載
所 158	159 その他 記載	159 その他 記載	159 その他 記載
所 159	160 その他 記載	160 その他 記載	160 その他 記載
所 160	161 その他 記載	161 その他 記載	161 その他 記載
所 161	162 その他 記載	162 その他 記載	162 その他 記載
所 162	163 その他 記載	163 その他 記載	163 その他 記載
所 163	164 その他 記載	164 その他 記載	164 その他 記載
所 164	165 その他 記載	165 その他 記載	165 その他 記載
所 165	166 その他 記載	166 その他 記載	166 その他 記載
所 166	167 その他 記載	167 その他 記載	167 その他 記載
所 167	168 その他 記載	168 その他 記載	168 その他 記載
所 168	169 その他 記載	169 その他 記載	169 その他 記載
所 169	170 その他 記載	170 その他 記載	170 その他 記載
所 170	171 その他 記載	171 その他 記載	171 その他 記載
所 171	172 その他 記載	172 その他 記載	172 その他 記載
所 172	173 その他 記載	173 その他 記載	173 その他 記載
所 173	174 その他 記載	174 その他 記載	174 その他 記載
所 174	175 その他 記載	175 その他 記載	175 その他 記載
所 175	176 その他 記載	176 その他 記載	176 その他 記載
所 176	177 その他 記載	177 その他 記載	177 その他 記載
所 177	178 その他 記載	178 その他 記載	178 その他 記載
所 178	179 その他 記載	179 その他 記載	179 その他 記載
所 179	180 その他 記載	180 その他 記載	180 その他 記載
所 180	181 その他 記載	181 その他 記載	181 その他 記載
所 181	182 その他 記載	182 その他 記載	182 その他 記載
所 182	183 その他 記載	183 その他 記載	183 その他 記載
所 183	184 その他 記載	184 その他 記載	184 その他 記載
所 184	185 その他 記載	185 その他 記載	185 その他 記載
所 185	186 その他 記載	186 その他 記載	186 その他 記載
所 186	187 その他 記載	187 その他 記載	187 その他 記載
所 187	188 その他 記載	188	

(2) 種類別明細書の記載例（全資産用）